

平成28年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔IV〕

議案番号	議 題	
第66号議案	平成28年度春日井市一般会計補正予算（第2号）……………	1
第67号議案	平成28年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）……………	5
第68号議案	平成28年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予 算（第1号）……………	7
第69号議案	平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）……………	9
第70号議案	平成28年度春日井市介護サービス事業特別会計補正予算 （第1号）……………	11
第71号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例について……………	13
第72号議案	訴えの提起に係る専決処分の承認について……………	15
第73号議案	衛生プラント基幹的設備改良工事の請負契約について……	18
第74号議案	平成27年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	19
報告第18号	平成27年度春日井市一般会計継続費の精算について………	21

第 66 号議案

平成28年度春日井市一般会計補正予算（第 2 号）

平成28年度春日井市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,184,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,442,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成28年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,250,000	△ 237,286	1,012,714
	1 地方交付税	1,250,000	△ 237,286	1,012,714
15 国庫支出金		16,217,305	22,908	16,240,213
	2 国庫補助金	4,564,786	22,908	4,587,694
16 県支出金		5,787,369	173,786	5,961,155
	2 県補助金	1,533,444	173,786	1,707,230
19 繰入金		1,439,548	3,096	1,442,644
	1 繰入金	1,439,548	3,096	1,442,644
20 繰越金		1	2,638,341	2,638,342
	1 繰越金	1	2,638,341	2,638,342
22 市債		9,682,800	△ 416,600	9,266,200
	1 市債	9,682,800	△ 416,600	9,266,200
歳入合計		100,257,875	2,184,245	102,442,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,701,302	1,520,000	13,221,302
	1 総務管理費	10,086,929	1,520,000	11,606,929
3 民生費		39,860,677	242,358	40,103,035
	1 社会福祉費	20,274,503	4,008	20,278,511
	2 児童福祉費	14,031,441	238,350	14,269,791
4 衛生費		12,702,448	48,000	12,750,448
	1 保健衛生費	4,426,782	48,000	4,474,782
7 商工費		1,862,619	98,000	1,960,619
	1 商工費	1,862,619	98,000	1,960,619
8 土木費		13,384,006	150,000	13,534,006
	2 道橋りょう路費	2,000,406	150,000	2,150,406
10 教育費		9,224,321	125,887	9,350,208
	2 小学校費	2,362,748	125,887	2,488,635
歳出合計		100,257,875	2,184,245	102,442,120

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政 対策債	臨時財政 対策	2,000,000	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による。 ただし、 財政の 都合に より据 置期限 及び償 還期限 を短縮 若しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とができ る。	1,583,400	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

第 67 号議案

平成28年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,785,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		0	718,427	718,427
	1 繰越金	0	718,427	718,427
歳入合計		36,067,309	718,427	36,785,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		30,000	137,903	167,903
	1 償還金及び 還付加算金	30,000	137,903	167,903
10 基金積立金		0	580,524	580,524
	1 基金積立金	0	580,524	580,524
歳出合計		36,067,309	718,427	36,785,736

第 68 号議案

平成28年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,286,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		0	80,871	80,871
	1 繰越金	0	80,871	80,871
歳入合計		4,205,199	80,871	4,286,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,039,869	80,871	4,120,740
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,039,869	80,871	4,120,740
歳出合計		4,205,199	80,871	4,286,070

第 69 号議案

平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,331,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸 収 入		2,226	14,985	17,211
	1 雑 入	2,226	14,985	17,211
9 繰 越 金		0	252,811	252,811
	1 繰 越 金	0	252,811	252,811
歳 入 合 計		19,063,498	267,796	19,331,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		344	216,802	217,146
	1 基金積立金	344	216,802	217,146
5 諸 支 出 金		5,727	50,994	56,721
	1 償 還 金	5,727	50,994	56,721
歳 出 合 計		19,063,498	267,796	19,331,294

第70号議案

平成28年度春日井市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度春日井市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	3,096	3,096
	1 繰越金	0	3,096	3,096
歳入合計		105,733	3,096	108,829

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費		105,733	3,096	108,829
	1 サービス費	105,733	3,096	108,829
歳出合計		105,733	3,096	108,829

第 71 号議案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	日額 18,000円 ただし、7時間以下の場合 にあつては、日額9,000円	を	「	日額 18,000円以内において 市長が定める額	に
	日額 15,500円 ただし、6時間以下の場合 にあつては、日額7,750円		」	日額 18,000円以内において 市長が定める額	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬の額を改定するため必要があるからである。

第 72 号議案

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起について次のとおり専決処分する。

平成28年7月27日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 管轄裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 相手方 名古屋市中区丸の内三丁目19番1号 ライオンビル6階
愛知さくら法律事務所
破産者医療法人松陽会破産管財人 山田敏
- 3 事件名 破産債権査定決定に対する異議の訴え

4 訴えの趣旨

名古屋地方裁判所平成26年（フ）第1772号破産債権査定申立事件に係る平成28年6月28日付けの決定について、市の破産債権の金額を13,621,131円と査定するよう変更を求めるもの。

5 訴えの理由

市は、破産者医療法人松陽会の破産について、破産者の不正請求により支払

った国民健康保険に係る診療報酬の返還請求権等の消滅時効期間を10年として破産債権の届出をしたところ、破産管財人が同破産債権の消滅時効期間は5年であるとして一部否認したため、破産裁判所に破産債権の査定を申し立てた。

これに対し破産裁判所は、国民健康保険に係る診療報酬の返還請求権等の消滅時効期間を5年とし、市の破産債権の金額を破産管財人の判断と同様に7,857,445円と査定したため、異議の訴えを提起するものである。

第73号議案

衛生プラント基幹的設備改良工事の請負契約について

衛生プラント基幹的設備改良工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 衛生プラント基幹的設備改良工事
- 2 契 約 金 額 1, 8 4 6, 8 0 0, 0 0 0円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区新栄町二丁目4番地
水 i n g 株式会社中部支店
- 4 工 事 内 容 設備改良工事一式

第 74 号議案

平成27年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金765,532,466円の全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

報告第 18 号

平成27年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

平成28年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

平成27年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画 (A)				実		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左	
					特 定 財 源		一 般 財 源		特	
					国・県支出金	地 方 債				そ の 他
教 育 費	小 学 校 費	新 藤 山 台 小 学 校 新 設 整 備	26	426,000,000	192,539,000	210,100,000		23,361,000	360,064,000	170,814,000
			27	2,564,000,000	449,258,000	1,903,200,000		211,542,000	2,388,987,440	435,946,000
			計	2,990,000,000	641,797,000	2,113,300,000		234,903,000	2,749,051,440	606,760,000

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の財源内訳			年割額と 支出済額 の 差	左の財源内訳			
定財源		一般財源		特定財源			一般財源
地方債	その他			国・県支出金	地方債	その他	
155,900,000		33,350,000	65,936,000	21,725,000	54,200,000		△9,989,000
1,475,100,000	3,242,000	474,699,440	175,012,560	13,312,000	428,100,000	△3,242,000	△263,157,440
1,631,000,000	3,242,000	508,049,440	240,948,560	35,037,000	482,300,000	△3,242,000	△273,146,440